

令和2年度1月期－1 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行

監査委員 寺田 寿夫

5 監査の対象

都市整備部 道路整備課

6 監査の期間

監査対象期間 令和2年4月1日から令和2年12月31日まで

監査実施期間 令和3年1月7日から令和3年1月27日まで

7 本監査の期日

令和3年1月27日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象課の課長等より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

(1) <指摘事項>

道路維持補修事業におけるフォークリフト（2.5t）リースについて、10万円以上であるが、見積合わせを執行せず契約事務を行っていた。

契約規則等に基づき、適正に執行されたい。

(2) 課題点等

履行場所及び支払方法等について、契約内容と異なる案件が見受けられた。

監督職員について任命されていないものがあり、監督職員決定通知書において、記載漏れ及び記載誤りが見受けられた。

着手届及び工程表において記載漏れ及び記載誤りがあり、施工計画書において記載事項の確認できないものがあった。

完了検査において、検査職員が立会人を兼ねたものがあった。

完了検査結果通知書について、わたされていないものがあった。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

公用車での市外業務について、旅行命令簿に記載されていないものがあった。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

3 意見

委託及び工事請負における契約で予算の約7割を占めているが、契約事務における不備が散見されたため、適正な業務の執行を求めるものである。